

○ニセコ町インターンシップ実施要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、ニセコ町(以下「町」という。)が行うインターンシップ制度に関する基本的事項について定める。

(インターンシップの目的)

第2条 ニセコ町インターンシップ制度は、学生に対して町における就業等体験の機会を与えることにより、学生の地域社会に対する意識の向上や町政に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院及び短期大学を含む。)又は大学で教鞭を執る教員(以下「大学等」という。)の推薦する学生とする。

(実習生の受入手続き等)

第4条 大学等は、その教育の一環として町における学生の実習を希望するときは、ニセコ町長に対して毎年作成される受入要領に基づき申込書(別記様式1)及び活動計画書(別記様式2)により実習の申込みを行うものとする。

2 町長は、大学等から実習の申込みがあったときは、次に掲げる事項に留意して、実習を希望する学生を選考し、受入れの可否を大学等に通知する。

(1) 希望する実習の内容が町で予定している実習テーマと合致していること

(2) 大学において、事前の学習やインターンシップ終了後の評価を行うなど、実習を効果的に実施するための措置を講じていること

(3) 町が行う業務に支障がないこと

3 学生の受入れを決定したときは、前条の規定による教員推薦の場合を除き、町は大学と別紙様式3により協定を締結する。ただし、町長が特に認めた場合は協定の締結を省略することができる。

(実習期間等)

第5条 町長は、毎年度、実習期間及び実習の内容等を定めた実習プログラムを定めるものとする。

2 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特に必要と認められる場合には、実習の受入れが決定した学生(以下「実習生」という。)と協議の上決定する。

(報酬等)

第6条 町は、実習生に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等その他一切の金品を支給しない。ただし、宿泊費については、この限りではない。

(宿泊支援費)

第7条 町は、実習生の宿泊費用について、予算に応じて1泊1,500円以内の助成(以下「支援費」という。)ができるものとする。

2 前項の支援費は直接宿泊する施設に対して、実績に応じて支出する。

(実習生の身分)

第8条 実習生は、大学の学生としての身分を有する。

(実習に専念する義務)

第9条 実習生は、ニセコ町職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第10条 実習生は、町の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第11条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、前項に基づく報告又は論文を書いてはならない。

3 実習生は、町の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ町の承認を得るものとする。

(実習中における事故責任等)

第12条 大学等又は実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。ただし、これに代わる保険で、町が認めた場合はこの限りではない。

2 町は、実習受入先での安全確保にあたることとし、実習中における事故に関しては、大学等及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により町に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、町に対しその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、町は一切の責任を負わない。

(実習生の提出書類)

第13条 実習生は、前4条の規定を遵守するため、町に対して別記様式4により誓約書を事前に提出しなければならない。

(実習の中止)

第14条 町は、実習生が前5条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、町は大学等にその旨通知するものとする。

(実習の証明)

第15条 町は、大学等が、実習生の実習内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

(その他別に定める事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ニセコ町インターンシップに関して必要な事項は、別途定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成25年7月23日訓令第38号)

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成26年8月4日訓令第31号)

この訓令は、平成26年8月4日から施行する。

別記様式 1

ニセコ町インターンシップ申込書

平成 年 月 日

ニセコ町長 片山健也 様

(職名)

(氏名)

印

ニセコ町インターンシップ実施要綱の遵守事項について同意するとともに、下記の学生をニセコ町インターンシップ実習生として推薦します。

記

大学（学部）名	
学部・学科	
学生氏名	
推薦理由等	
その他特記事項	
実習に向けての事前学 習の有無	有 ・ 無
実習後の評価方法	
実習における単位認定 の有無	有 ・ 無

(担 当)

〒

大学所在地

連絡先電話番号

担当者

E-mail

事前活動計画書（ニセコ町）

＜ニセコ町インターンシップ＞

氏 名		大 学 名	
		大 学 部 科	

1. 研修希望期間

研 修 希 望 期 間	
-------------	--

2. インターンの活動目標

3. 活動計画

具体的な テーマ	
具体的な 活動計画	

（記載の方法）

- 1 希望期間 具体的に活動したい希望期間を記載してください。
- 2 目 標 インターン活動で、達成したい自己目標を記載してください。
- 3 活動計画 具体的なテーマと、その活動の手法を記載してください。
 （例）テーマ ニセコビュープラザ直売会の組織化における経済波及効果と課題について
 手 法 ・直売会代表者へのヒアリング
 ・利用者（客）へのアンケートの実施 など
 ※日程に沿って具体的に提案していただくことは構いません。実際に実施できないこともありますので、ご了承ください。
- 4 注意事項 活動計画が、ニセコ町のインターン活動の始まりと認識してください。この計画書を提出してもらうことは受入側が活動を把握するだけでなく、お互いに活動前の綿密な情報交換を行うことで、有意義なインターンとするためのものです。インターンを開始する前に方向性を明確化し、活動自体を有意義なものにし、有益な時間を持てるようにしたいと思います。

別記様式 3

ニセコ町と〇〇大学における学生実習に関する協定書

ニセコ町インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項の規定に基づき、ニセコ町（以下「甲」という。）と〇〇大学（以下「乙」という。）の間において、以下のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 甲は、乙に所属する学生の地域社会に対する意識の向上や町政に対する理解を醸成する目的として、実習生名簿掲載の学生を実習生として受け入れるものとする。

（実習生の氏名等）

第2条 実習生の氏名及び実習期間、実習職場は実習生名簿のとおりとする。

（実習生の身分）

第3条 実習生は、乙の学生としての身分を有する。

（報酬等）

第4条 甲は、実習生に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等その他一切の金品を支給しない。ただし、宿泊費については、この限りではない。

（宿泊支援費）

第5条 甲は、実習生の宿泊費用について、予算に応じて1泊1,500円以内の助成（以下「支援費」という。）ができるものとする。ただし、支援費は直接宿泊する施設に対して、実績に応じて支出する。

（実習に専念する義務）

第6条 実習生は、甲の職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第7条 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第8条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、前項に基づく報告又は論文を書いてはならない。

3 実習生は、甲の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

（実習中における事故責任等）

第9条 乙及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 甲は、実習受入先での安全確保にあたることとし、実習中における事故に関しては、乙及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙及び実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、甲は一切の責任を負わない。

5 実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、乙及び実習生は当該賠償により甲が被った賠償の補填をしなければならない。

（実習生の提出書類）

第10条 実習生は、前4条の規定を遵守するため、甲に対して、要綱第12条に定める誓約書を事前に提出しなければならない。

（実習の中止）

第11条 甲は、実習生が前5条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。

（その他）

第12条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、又は改正の必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

本協定は、締結の日から発効する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地
ニセコ町長 片山 健也

乙

誓 約 書

平成 年 月 日

ニセコ町長 様

住 所
氏 名

私は、ニセコ町において、「ニセコ町インターンシップ実施要綱」に基づき実習するにあたり、以下の事項について誓約します。

記

- 1 私は、実習期間中は実習に専念します。
- 2 研修期間中は、ニセコ町が遵守すべき法令及び規則等を守るとともに、ニセコ町職員の指示に従います。
- 3 私は、ニセコ町の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為はいたしません。
- 4 実習期間中は、特定の政治政党、宗教、企業及び団体の利益のための行為を行いません。
- 5 ニセコ町における実習期間中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、ニセコ町職員の指示に従います。実習終了後においても同様とします。
- 6 私は、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中に災害を受けた場合及びニセコ町又は第三者に対して損害を与えた場合については、自らの責任において対応します。
- 7 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ指導担当者にその旨連絡します。
- 8 実習の成果としての論文等の外部への発表等に際しては、ニセコ町に事前承認を得ます。